

## 措置状況報告書

監査対象課	教育委員会 教育総務課
指摘事項	<p><b>【重要な指摘事項】</b></p> <p><b>1 留守家庭児童クラブ利用料の未収金について</b></p> <p>留守家庭児童クラブ利用料の未収金については、前回（令和4年度）の定期監査において、平成16年度から平成27年度の未収金に係る不適正な債権管理に対し指導を行い、その原因調査と適切な対応を求めていたところである。その後において原因等の調査はなされていたが、未だ未納者とその額を特定するまでは至っておらず、状況に大きな進捗はみられなかった。</p> <p>債権の不適正な管理は市の信用を損なうものであり、早急に徹底した調査を行い適切な対応を図られたい。</p>
講じた措置	<p>平成16年度から平成27年度の留守家庭児童クラブ利用料の未収金については、資料等の照合により債務者及びその額の特定に至りました。</p> <p>しかしながら、債権の発生から長期間が経過しており、債務を履行させることが困難で、また、執行に要する費用が債権額を上回る可能性があるため、伊万里市債権管理に関する条例第10条第3号の規定に基づき徴収停止の措置を行いました。</p>
今後の対応	<p>徴収停止を行った債権については、伊万里市債権管理に関する条例に基づき、適正な管理及び手続きを行っていきます。</p> <p>なお、留守家庭児童クラブ利用料等については、利用料の滞納者への催促や徴収指導などを適宜実施し、利用者の公平性の確保に努めます。</p>